

○厚生労働省告示第三百三十六号

健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和二年厚生労働省令第百六十一号）の施行に伴い、並びに国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十二条第二項及び第五十二条の二第二項の規定に基づき、健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示を次のように定め、令和二年十月一日から適用する。

令和二年九月三十日

健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示

（健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一括改正）

第一条 健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成八年厚生省告示第二百三号）の一部を次の表のようにより改正する。

（傍線部分は改正部分）

	改	正	後
健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額	健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額	健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額	

一・二
(略)
三 国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第五十二条第三項に規定する食事療養標準負担額についての第一号の規定の適用については、同号の表規則第五十八条第一号又は第二

号に該当する者の項中「規則第一百五条の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十

二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十

一条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十二条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規

定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十

三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一

号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ）が九十日以下の者」とあるいは「次欄に掲げる者以外の者」と、「規則第一百五条の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者」とあるいは「被保

険者の氏名、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

厚生労働大臣 田村 憲久

等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）及び被保険者記号・番号（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第一百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号をいう。）並びに入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。））、船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第十条第一項第一号若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十二条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ（これらの規定を私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）第六条において準用する場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号において同じ。）を記載した届書（以下この号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、市町村（特別区を含む。）又は国民健康保険組合（国民健康保険法第十三条第一項に規定する国民健康保険組合をいう。）に提出した者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの」と読み替えるものとする。

四

国民健康保険法第五十二条の二第二項に規定する生活療養標準負担額についての第二号の規定の適用については、同号の表規則第六十二条の三第四号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するものの項及び規則第六十二条の三第五号に該当する者であつて、同条第一号又は第二号に該当するものの項中「規則第一百五条の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日以下の者」とあるのは、「次欄に掲げる者以外の者」と、「規則第一百五条の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超える者」とあるのは、「被保険者の氏名、生年月日、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。）及び被保険者記号・番号（国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第一百十一条の二第一項に規定する被保険者記号・番号をいう。）並びに入院日数（規則第五十八条第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号（国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。）、地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第二百四十号）第十条第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ、国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）第十二条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくは第三号ホ又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第二百二十九号）第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号において同じ。）を記載した届書（以下この号において「入院日数届書」という。）に、当該入院日数を証する書類を添付して、市町村（特別区を含む。）又は国民健康保険組合（国民健康保険法第十三条第一項に規定する国民健康保険組合をいう。）に提出した者であつて、入院日数届書を提出した月以前の十二月以内の入院日数が九十日を超えるもの」と読み替えるものとする。

(新設)

(後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部改正)

第二条 後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成十九年厚生労働省告示第三百九十五号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	前
規則第三十五条 第一号に該当する者	規則第三十五条 第一号に該当する者
一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。

改 正 前	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数(健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第五十八条第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十一条第一項第一号ホ、第二号若しくは第三号ホ(これらの規定を私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む。)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号若しくは第三号ホ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者十二月以内の入院日数が九十日を超える者
一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。

改 正 後	前
規則第三十五条 第一号に該当する者	規則第三十五条 第一号に該当する者
次欄に掲げる者以外の者	次欄に掲げる者以外の者

改 正 前	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の十二月以内の入院日数(健康保険法施行規則(大正十五年内務省令第三十六号)第五十八条第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則(昭和三十三年厚生省令第五十三号)第二十六条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。)若しくは第六十二条の三第一号若しくは第二号(国民健康保険法施行規則第二十六条の六の三の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)第十一条第一項第一号ホ、第二号若しくは第三号ホ(これらの規定を私立学校教職員共済法施行令(昭和二十八年政令第四百二十五号)第六条において準用する場合を含む。)、地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十三条の三の五第一項第一号ホ、第二号若しくは第三号ホ又は規則第三十五条第一号若しくは第四十条第一号に定める者である期間に係る入院日数を合算した入院日数をいう。以下この号及び次号において同じ。)が九十日以下の者十二月以内の入院日数が九十日を超える者
一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。	一 後期高齢者医療の食事療養標準負担額は、次の表の上欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。なお、一日の食事療養標準負担額は、三食に相当する額を限度とする。

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
規則第四十条第 五号に該当する 者であつて、同 条第一号に該當 するもの	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の 十二月以内の入院日数が九十日以下の者	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の 十二月以内の入院日数が九十日以下の者	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者	規則第六十七条第一項の規定による申請を行つた月以前の 十二月以内の入院日数が九十日を超える者